

鳥取市地域包括支援センターの運営に関する意見聴取について

1 根拠規定

介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第140条の6第2号ロ
介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会設置要綱第2条の（3）

2 目 的

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために意見を伺うものである。

3 主な意見聴取の内容

（1）センターの設置等に関する次に掲げる事項に関すること。

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

（2）センターの運営に関すること

組織・運営体制について、また、センターの業務である総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防に係るケアマネジメント、市町村との連携等の適切な実施。

（3）センター職員の確保に関すること

（4）その他センターの適切、公正、中立な運営を確保する観点から必要であると判断した事項